

都城市子ども・子育て会議

第10回

平成27年3月3日

13:30～15:30

都城市役所4階秘書広報課前会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 経過報告
 - ①これまでの経緯
 - ②第9回都城市子ども・子育て会議概要
 - (2) 子ども・子育て支援事業計画(案)について
 - (3) 平成27年度利用定員(案)について
 - (4) 今後の予定
- 4 事務連絡
- 6 閉会

都城市子ども・子育て会議委員名簿

区分	団体名	役職	氏名
学識経験者	南九州大学人間発達学部・子ども教育学科	教授	黒川 <small>ヒサミ</small> 久美
施設運営管理者等	都城市社会福祉法人法人立保育園園長会	会長	藤田 雄三
	都城地区私立幼稚園連合会	会長	下野 喜久夫
	宮崎県児童館連絡協議会	事務局	江田 かおり
	都城市児童クラブ連絡協議会	会長	小林 <small>ウチト</small> 内外
	社会福祉法人 光生会ひかり園	園長	豊留 かく子
学校関係者	都城市小中学校校長会代表者	五十市小学校校長	中吉 真理哉
	都城市 PTA 連絡協議会	副会長 (有水小 PTA 副会長)	坂元 春香
行政機関	都城公共職業安定所	所長	児玉 太
	都城児童相談所	所長	大久保 公博
地域関係	都城市自治公民館連絡協議会	理事	永田 優
	都城市民生委員・児童委員協議会	会計	和田 三千夫
市民関係	NPO 法人さらだ	理事長	那須 史代
	公募市民		外山 明美
	公募市民		久場 美和

事務局

所属	職名	氏名
福祉部	部長	前原 修
保育課	課長	青木 眞州男
保育課	副課長	黒木 千晶
保育課	主幹	満安 真由美
保育課	副主幹	飯盛 香奈子
保育課	副主幹	清水 かな子

1 経過報告

(1) これまでの経緯

① 第1回子ども・子育て会議

ア 日程：8月2日

イ 議事：市長挨拶・選任通知書の交付・委員紹介・役員選出・審議

審議内容：子ども・子育て支援新制度について・子ども・子育て会議について（目的・構成・進め方）・子ども・子育て支援新制度のためのニーズ調査について・今後のスケジュール

② 第2回子ども・子育て会議

ア 日程：9月30日

イ 審議内容：第1回都城市子ども・子育て会議概要及び経過報告、子ども・子育て支援新制度のためのニーズ調査について（調査票の確認）、子ども・子育て支援環境に関する現状報告、今後のスケジュール

③ ニーズ把握のためのアンケート調査実施

ア 時期 10月～12月

イ 回収率 合計 2,347/4,000 58.7%

④ 第3回子ども・子育て会議

ア 日程：1月28日

イ 審議内容：子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の速報値について、関係団体等へのヒアリングについて、今後のスケジュール

⑤ 第4回子ども・子育て会議

ア 日程：3月27日

イ 審議内容：関係団体等へのグループヒアリングについて、教育・保育の需要量について（速報値）、事業計画の策定方針について、今後のスケジュール

⑥ 第5回子ども・子育て会議

ア 日程：5月26日

イ 審議内容：ニーズ調査の結果報告、関係団体等へのグループヒアリングについて、教育・保育の需要量について、今後のスケジュール

⑦ 第6回子ども・子育て会議

ア 日程：8月7日

イ 審議内容：子ども・子育て支援新制度に係る基準等の制定について、教育・保育提供区域について、教育・保育の需要量・供給量について、広域利用について、当面のスケジュール

⑧ 第7回子ども・子育て会議

ア 日程：9月26日

イ 審議内容子：子ども・子育て支援事業計画について、教育・保育の利用料金について、当面のスケジュール

⑨第8回子ども・子育て会議

ア 日程：10月30日

イ 審議内容子：子ども・子育て支援事業計画（素案）について、新制度の利用にかかる保育料について、教育・保育施設の支給認定と利用調整について、当面のスケジュール

⑩子ども・子育て支援法に基づく教育・保育需要量について

ア 需要量について県との法定協議（3月17日）

イ 教育・保育施設の新制度への移行調査（6月～7月）

ウ 子ども・子育て支援事業計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る需給状況の法定協議（8月6日）

エ 計画に定める量の見込みの国への提出（9月）

⑪子ども・子育て支援事業計画分野別分科会

ア 日程：8月22～28日

イ 内容：①婚活・雇用関係②母子保健③小・中学生の支援④障害児への支援等支援が必要な子どもや家庭への支援⑤その他子育て支援

⑫子ども・子育て支援新制度利用者説明会

ア 日程：11月10～21日

イ 内容：地区毎に幼稚園、保育所、認定こども園の利用説明会

⑬平成27年度幼稚園、保育所、認定こども園入所について

ア 受付 優先調整：12月25日まで、以後随時受付

イ 利用調整・内定作業（1月～）

ウ 支給認定・入所決定・料金算定（2～3月）

(3) 第9回子ども・子育て会議概要

①日 時 平成26年12月22日（月） 15時30分～17時30分

②会 場 都城市役所4階秘書広報課前会議室

③審議内容 子ども・子育て支援事業計画について、当面のスケジュール

④ 出席者 委員15名中4名欠席（藤田委員、那須委員、永田委員、児玉委員）

⑤ 主な質疑・意見

<計画全体>

・表現が判りづらいところ、出典がないところ等が多く見受けられる。

➢パブリックコメントまでに見直しを行いたい。

<第2章 子育て支援環境>

・一時保育、子育て支援センターは国の表現と異なっている。都城市がそれで通し

ているというのであれば、そのままでもよいと思う。

➤市民に浸透しているという事もあり、市民向けには一時保育、子育て支援センターで通している。

・幼稚園に幼稚園教育要領を記載するなら、保育所には保育指針を加えた方がバランスが良い。

・子育て支援センターの実施状況で幼稚園の方は職員の数が出ている。スタッフの人数を出してほしい。

・ファミリー・サポート・センターに援助会員への研修もやっているということを入れてほしい。

・放課後児童クラブの長期休暇に「児童館等」を利用して、とあるが、実態としてどうだろうか。一番代表的なものを記載すべきではないか。

・乳幼児医療費助成の2行目。いったん払って還付されるのか、最初から払う額が少ないのか。まだキャッシュバックのところもあるので、最初から払う額が少ないのであれば、進んでいる方という事になる。窓口での払い込みの仕方も付け加えればよいのではないか。

・児童館、児童センターの対象児がないのと活動内容を膨らませてもよいのでは。

・P26 は児童虐待の件数が減っても深刻な例もあるので、書き方はどうなのか。実際には大変な状況なのに件数が減っているからいいというようなイメージになる。

➤ご意見を参考に見直しを行いたい。

<第3章 計画の理念及び目標と施策内容>

・基本目標の2について第一義的責任は親であるのは当たり前が、それを果たせるようにするのが行政や社会的な支援の役割なのではないか。親は自己責任だということにがんじがらめになっている親が多いので、私が頑張らないとだめだと思ってしまう、地域に応援してもらおうどころではない。良い親でないといけないという事にしがみついたら虐待になる。そういう人の心に届くような文章にすべき。親・保護者が責任を果たすために、…というのをいれればどうか。

・特別な支援が必要な子どもや家庭への支援について施策項目の方で、幼児期は障害のある子ども・親・家庭に対する療育・保育・教育・子育て支援という言葉にした方がよい。思春期になると保育が無くなる。

・子どもの成長とともに親の変化、親の側が抱える問題もあったりするので、そういうものを踏み込んだような支援も必要ではないか。

・ライフステージ共通施策でキーパーソンとかコーディネーターがいないと誰がするのということになる。キーパーソンの養成をどうするのか、ネットワーク形成にもう一步踏み込んだものを書いてほしい。

・乳幼児期の(1)情報提供について一番困っている人に届いていないので、それをどうするのが突きつけられている。

・P74の保育士の人材不足は困っている。研修をやっても確保できないのではないのか。自治体だけではどうしようもないので、書けないので苦しい状況ということはある。

・具体的事業の中に教育・保育給付事業の中に幼稚園、地域型保育事業がないのはなぜか。延長保育事業以降は事業で載せているが、良いのか。継続事業で予算化が見込めるものを載せている。

・P75の保育教諭は資格ではなく、職名にすぎないので、新しい資格と勘違いされるのではないのか。

・P76の障がいのある・・・は診断の有無にかかわらず、がよいのではないのか。「障がいがある又は困り感がある」がよいのではないのか。

・ライフステージは高校生は出てこないという事か。養護施設を卒業すると18歳を過ぎると支援の場所がない。子どもの貧困というのを新聞で見たりする。

➢高生ままでという事にできないのかというご意見を頂いたが、中学生までの計画としている。

・障害を持った子どもさんに対して特別支援教育をやればよいのではなく、障がい児学童とか、豊かな放課後生活を行えるような支援、というようなのをもうちょっと入れ込めれば良いのでは。学童保育にもスタッフがつかないと無理とか、放課後デイサービスとが、そこにも支援することが必要。

・本日配布のA3に対して意見はないか。

➢障がい児への意見と中山間地域のPTAの意見が入っていないので、コンパクトに載せたい。

・子育て支援環境に児童発達支援が入っていない。放課後等デイサービス、親子教室のすくすくとかを載せた方が良い。健診後のフォローのところも重要だから載せた方が良い。一般の目に触れるようになった方が偏見も無くなるので。追加してほしい。

➢検討する。1月からパブリックコメントも実施するので、ご意見があればいただきたい。

<第4章 計画の目標と確保方策>

・P90の幼稚園を学校教育といているが、幼児期の教育でよいのではないのか。国の説明は学校教育になっているが、本当はなじまない。市民感覚で言ったら幼児教育だと思う。

・提供体制の確保で定員枠拡大で保育所等を新設はしないのか。定員枠拡大をすると保育所は詰め込みを行ってどんどん環境が悪くなっている。今までも相当拡大している。定員を増やすと保育の質が下がる。

➢③で多様な事業主体の参入促進で記載しているので、必要があれば認可する方向である。

・確保方策は2号は5年間そのままということか。

- 量の見込みは、今保育所等を利用していなくても今後仕事をしたいという潜在的なニーズも量の見込みに入ってくるので、多めな数字になる。肌感的に3歳以上は足りるだろうという事で供給量はそのままにしている。3歳未満は入りづらいので、小規模保育等で増やしていきたい。毎年の利用状況をみて見直しをしていく。
 - ・未満児の親は働きたくても働けない状況なのか。
- 保育士不足という問題もある。
 - ・保育士の確保を市としてもかなり本気になってやっていかないといけない。
- 公立保育所も保育士確保が困難で、来年度から期限付き採用をするということで、12月議会で議決された。公立保育士の処遇が高くないので、確保しづらい。期限付きだとボーナスも出るようになるので、処遇が改善されるとよいのではないかと。南九州大学に潜在保育士の研修をお願いする予定だが、すぐに解決できるとは思っていない。地道にそれに見合うものをとアピールするしかないと思っている。
 - ・利用者支援は新規事業か。新しくできるところでということか？
- 利用者支援は新規になる。平成28年度に1か所。タイミングと相当な準備期間とネットワークが必要。そこに入る人には相当なスキルが必要。28年度を目標に準備していく。

2. 子ども・子育て支援事業計画（案）について : 別紙

3. 平成27年度利用定員(案)について

(1) 確認制度における利用定員の概要

新制度では、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、利用定員を定め、給付の対象施設として確認する。利用定員は認可定員の範囲内で、1号認定・2号認定・3号認定の区分毎に設定（認可定員 \geq 利用定員）。

(2) 利用定員の設定について

これまでは保育所運営費は認可定員を基に単価が設定されていたが、新制度では利用定員を基に設定されている。

国から示された公定価格によると、利用定員規模が大きくなるに従って給付単価が低く設定されている。これまで、保育所については定員外入所が認められていたが、恒常的定員超過（2年連続定員が120%を超える状態）の場合は認可定員を見直すことが求められてきた。

保育需要の増大に対応するために定員超過で受け入れを実施していることが常態化していることを踏まえ、新制度では恒常的定員超過の場合、給付費を-9%行うこととなり、施設と協議の上、適正な利用定員の設定が求められる。利用定員については保育の需要に応じて毎年度見直しを行う予定。

平成 27 年度に施設型給付に移行する施設数（確認又はみなし確認を受ける施設）

施設類型	数
幼稚園	3
保育所	60
幼保連携型認定こども園	8
幼稚園型認定こども園	7
保育所型認定こども園	1
合計	79

(3) 平成 27 年度保育所・認定こども園予定人数と利用定員について

①利用調整方法

新制度では、客観的な基準に基づき市町村が保育の必要性を認定したうえで支給する仕組みとなっているため、困窮度の高い方から保育所、認定こども園を利用できるように利用調整基準に基づき調整を実施。

②保育の必要性の認定

これまでは保育に欠ける要件を満たせば 1 日 11 時間まで利用できていたが、新制度では、保育の必要量に応じて 1 日 11 時間まで利用できる保育標準時間認定、1 日 8 時間まで利用できる保育短時間認定に区分されることから、それぞれの保育の必要な事由について定めるもの。

・保育標準時間認定：別表 1 の基本指数の区分うち、就労、就学の 120 時間以上の場合及び求職活動以外の事由の場合。

・保育短時間認定：就労、就学の 60 時間以上 120 時間未満の場合及び求職活動の場合

③平成 27 年度保育所・認定こども園利用予定人数と利用定員（案）：別紙

◎計画上の利用定員（確保方策）と平成 27 年度の利用定員の比較表

項目	1号	2号		3号	
		教育	保育	0歳	1・2歳
量の見込み	945人	3,780人	853人	964人	1,956人
確保方策	1,316人	3,176人		2,520人	
利用定員	1,109人	5,250人			
合計(案)	745人(新制度に移行しない園の認可定員)				

◎4月1日入所予定児童数と利用定員(案)

	入所予定児童数			利用定員		
	1号認定	2号・3号認定	合計	1号認定	2号・3号認定	合計
保育所		4,269	4,269		4,340	4,340
認定こども園	888	919	1,807	1,019	910	1,929
幼稚園(公立)	61		61	90		90
	949	5,188	6,137	1,109	5,250	6,359

※入所児童数が確定していないため、変更の可能性があります。

4. 今後のスケジュール

3月 ・子ども・子育て支援事業計画策定、県報告

4月～ ・子ども・子育て支援新制度開始

※平成27年度は子ども・子育て会議を2回開催予定